

＜松庵小学校震災救援所＞活動のご紹介 巻末掲載 HP 参照

震災救援所は、震度 5 強の地震が発生した際、区立小中学校等に開設されます。松庵小学校も、家が焼ける、倒壊するなどして自分の家にいられなくなった住民が、避難したり、お互いに救護活動を実施したりする拠点となります。日頃から町会役員を含む救援所連絡員メンバーがマニュアル見直しや訓練準備を行い有事に備えています。町会員の皆様も、各ご世帯で災害に備えると共に救援所訓練にも是非ご参加ください。
2025 年度は秋に、地域の方々にも参加いただける震災救援所訓練を予定しています。

松庵小学校震災救援所訓練 20240210



松庵町会の概要・沿革



「**松庵町会**」は松庵 1・2 丁目西側と 3 丁目全域に居住する世帯並びに同地域内に事務所・営業所・工場・店舗などを有する法人を会員とする町会組織で、本部を**西松会館**(松庵 2 丁目 13 番 24 号)に置いています。(P1 区割り図を参照)

【**松庵町会**】松庵 1 丁目(9～16 番地)・2 丁目(16～23 番地)・3 丁目全域
(昭和 44 年 11 月の住居表示変更以前の「旧松庵北町・南町、西高井戸 2 丁目」)

【**松庵東町会**】松庵 1 丁目(1～8、17～23 番地)・2 丁目(1～15 番地)
(昭和 44 年 11 月の住居表示変更以前の「旧西高井戸 1 丁目」)

「松庵町会」と「松庵東町会」は各々独立した町会組織ですが、いずれの地区も松庵小学校学区域でありつながりも深く、「松庵親子夏まつり」「震災救援所訓練」「地域のつどい」「西松会館運営」等を通じて、地域で連携した活動を行っています。杉並区には現在約 150 の町会自治会があり、当町会は「**杉並区町会連合会**(杉町連)」傘下の 17 の地区町連の一つである「**宮前地区町会連合会**」に属しています。

＜町会の沿革＞ **2023 年 10 月「西松自治会」発足 60 周年**を迎えました。

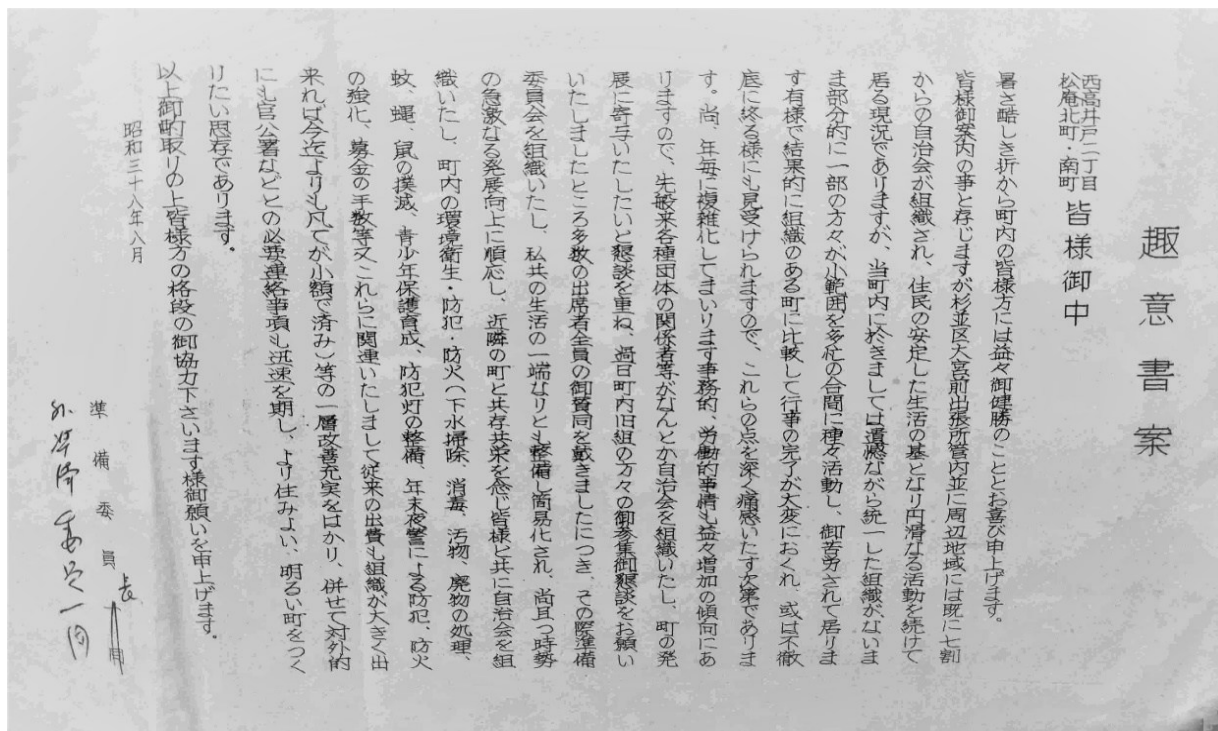
第二次大戦後の復興の中で、西高井戸 2 丁目と松庵南町・北町の町民の有志が防犯協会・防災協会等の団体の支部として活動を行っていましたが、より効果的に町の発展に寄与するために昭和 38 年(1963 年)10 月 13 日松庵稲荷等の団体役員他の方々が発起人となり松庵町会の基になる「**西松自治会**」が設立されました。

その後 昭和 44 年(1969 年)11 月 1 日の住居表示変更に合わせて「西松自治会」は「**松庵町会**」に「西高井戸 1 丁目町会」は「松庵東町会」になりました。

昭和 52 年(1977 年)に立ち上げた「**松庵町会防災会**」と共に、地域コミュニティの構築、安全・安心の街づくりで、「赤ちゃんからお年寄りまで、みな健やかで活気あふれる街、松庵」を目指して活動しています。

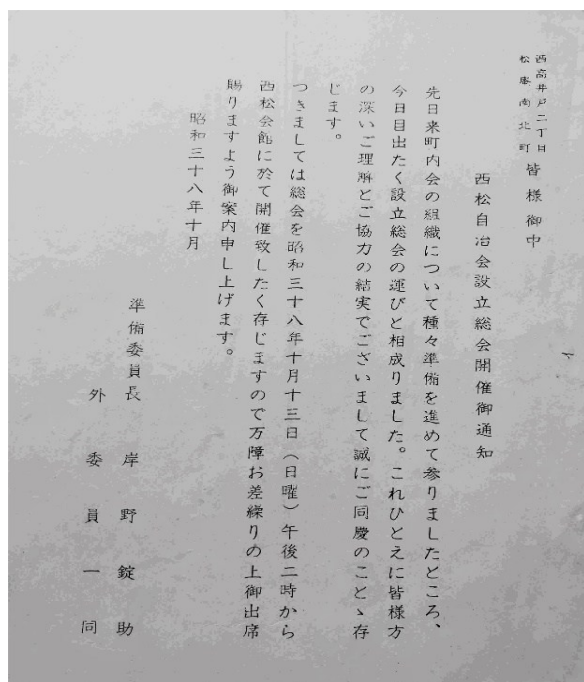


西松自治会発足 1963 年 10 月 松庵町会発足 1969 年 11 月 町会 30 周年 1993 年 10 月



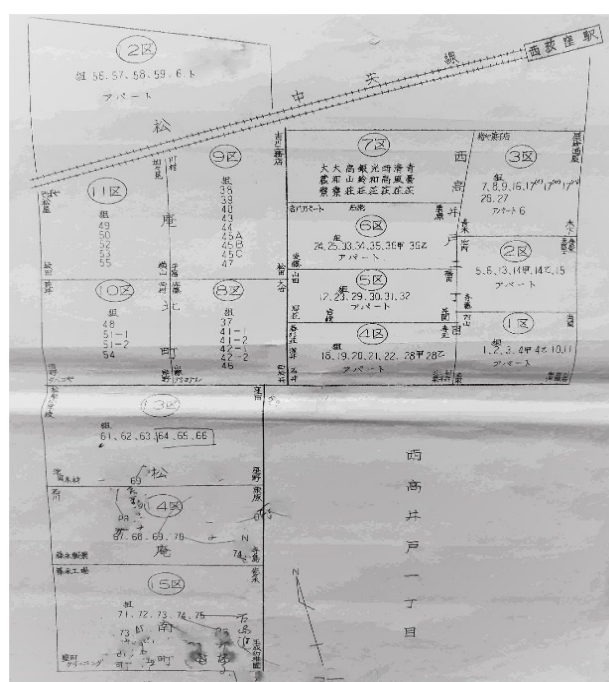
西松自治会設立趣意書案 1963 年(昭和 38 年)8 月

設立目的は「衛生環境、防犯・防火、下水掃除、汚物・廃物の処理、蚊蠅鼠の撲滅、青少年保護育成、防犯灯の整備、何松夜警による防犯防火の強化、募金の手数削減等」を記載、
発起人には「西高井戸松庵稲荷神社役員」「西松街灯維持会委員」「防犯防火協会西松支部役員」「西松会館管理委員」「商店会役員」「五日市商店北代」が名を連ねていました



西松自治会設立総会開催通知

1963 年(昭和 38 年)10 月 13 日於西松会館



設立当時の町会区割り(全 15 区)

設立時計画 正会員 1,450 名、特別会員 50 名

西松会館の概要 (松庵町会・松庵東町会共有)

杉並区松庵2丁目13番地24号

木造亜鉛引平屋建集会所 床面積 119.77 m²

管理・運営 西松会館管理委員会

(松庵町会・松庵東町会役員)



【西松会館ご利用案内】

サークル活動、勉強会、子供会、親睦会などにご利用ください

＜お申込み方法＞

予約希望者は会館入口カレンダーに記入し管理委員会に電話で連絡ください

* 管理委員会連絡先は会館に表示されています

＜利用維持費＞ *令和5年1月改訂

午前 9～12 時 1,700 円、午後 12～17 時 2,500 円、夜間 17～21 時 2,700 円

＜西松会館沿革＞

大正 13 年(1924 年)旧中高井戸村集会所として発足。第2次世界大戦中は配給基地としても使用され、戦後政令第 15 号(昭和 22 年「町内会等の解散に関する政令」)で一時 GHQ に接收されました。

その後地元住民による払下げ要望が実現し、土地は地主、建物は宗教法人西高井戸松庵稻荷神社(松庵稻荷神社)への払下げが実現。その後、昭和 62 年(1987 年)9 月から建物は町会会館として利用していた松庵町会・松庵東町会の共同所有・管理(持ち分各 1/2)に変更されて今日に至っています。

『西松会館』の名称は旧町名の「**西高井戸**」(旧西高井戸1丁目・2丁目)と「**松庵**」(旧松庵南町・北町)に由来するものです。

松庵地区町会と地名変遷						
町会	昭和44年改訂 住居表示名	昭和7年改訂 町名	明治22年改訂		江戸時代	
			小字名	村名	村名	
松庵東町会 (旧西高井戸一丁目町会)	松庵1丁目 (一部) 松庵2丁目 (一部)	西高井戸1丁目	中高井戸南	高井戸村 一部	中高井戸村	
松庵町会 (旧西松自治会)	松庵3丁目 (一部)	西高井戸2丁目	中高井戸北		松庵村	天領武州多摩郡
	松庵1丁目 (一部) 松庵2丁目 (一部)	松庵南町	松庵南			
	松庵3丁目 (一部)	松庵北町	松庵北			

区長の仕事

松庵町会 総務部

4 月・・・前区長より引き継ぎ・会費集金（会計より案内）⇒会計へ持参

5 月・・・総会・常任委員会出席

7 月・・・常任委員会参加

「松庵小学校親子夏まつり」準備・片付け・本部席・警備等手伝い

9 月・・・敬老のお祝いの品を配布

10 月・・・常任委員会参加

12 月・・・常任委員会参加

年末防火・防犯パトロール（3日間）都合の良い時参加

1 月・・・二十歳のお祝いの品を配布

3 月・・・常任委員会参加、組長お礼届け

新一年生のお祝い配布

※ 地域で亡くなられた町会員の連絡が入った場合

⇒総務部長に連絡し香典を預かり届ける

※ 防犯パトロール 毎週水曜 14 時～都合の良い時参加

※ 各組に回覧物配布（毎月 1 日・15 日西松会館玄関内レターケース確認）

※ 期中新入会員⇒組長経由集金した町会費と申込書を会計へ

組長の仕事

4 月・・・引継ぎ・町会費集金（集金明細票）⇒区長へ届ける

随時、回覧物が区長より届いた場合回覧する（返却するもあるので注意）

※ 期中新入会員⇒申込書・町会費（集金明細票）を区長に届ける

町会掲示板の掲示が剥がれているのに気づいた方は貼り直しにご協力ください。

★「松庵町会入会申込書」 西松会館の玄関左手（または町会ホームページ）



＜松庵町会区・組割り図と掲示板・防災格納倉庫・公園(令和7年5月現在)＞

松庵町会会則	
第1章	総則
第1条	本会は松庵町会と称し、事務局を西松会館内に置く。
第2章	組織
第2条	本会は杉並区松庵1丁目、2丁目の西側地域及び3丁目の全域に居住する者並びに地域内に事務所、営業所、工場、店舗等を有する者をもって組織し、この地域を区と組に区分する。
第3章	目的及び事業
第3条	本会は会員相互の親睦と連絡を密にして、町内自治の充実、福利の増進、並びに災害時における防災、救護活動等互助の精神に基づき町内融和を期することを目的とする。
第4条	本会は前条の目的を達成するため、各事業部を設け次の事業を行う。
	1 総務部 庶務、企画、募金、慶弔、情宣、ウェブサイト管理及び他の部に属さない一切の事項 2 生活安全部 防犯、防火・防災、交通安全、青少年育成 3 厚生部 文化活動、敬老、講習、見学、厚生、福祉 4 環境衛生部 環境衛生、保健衛生、資源回収
第4章	役員
第5条	本会に次の役員を置く。
	会長 1名 副会長 2名 常任委員 若干名（事業部長、副部長、区長含む） 委員 若干名（組長含む） 会計 2名 監事 2名
第6条	本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は常任委員会の推薦により、総会の承認を得る。
第7条	会長は本会を代表し会務を統括する。 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時に代行する。 会計は予算、決算並びに諸般の会計事務（各事業部長の申請に基づく仮払いを含む）を処理する。 事業部長は部の業務を分掌推進し、副部長は部長を補佐する。 区長は常任委員として町会の事業に参加・協力すると共に、担当地域の組長の窓口となる。 組長は委員として一定区域の会員を代表する。 監事は会計および各事業部を監査し、会計および各事業部について不正の事実を発見した時は総会に報告する。またこれを報告するため必要と認めるときは総会の招集を請求する。
第8条	本会の役員は次の方法により選出する 1 会長、副会長、会計、監事は総会において会員の中から選出する。 2 会員の中から事業部長4名、副部長若干名を選出し会長が委嘱する。 3 区長は組長の互選により選出し、会長が委嘱する。 4 組長は会員の中から選出し、会長が委嘱する。
第9条	役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。補欠役員の任期は残任期間とする。
第5章	会計
第10条	本会の経費は会費、助成交付金、資源回収報奨金、寄付金、その他の収入をもって充てる
第11条	本会の会費は、1世帯年間1,200円（月額100円）とし、同居世帯、共同住宅は年間600円（月額50円）とする。 営業所、事務所、工場、店舗等の会費は別に定める。 会費は年度はじめ（原則6月末まで）に組長（委員）によって徴収し、区長（常任委員）を経て、会計に納入する。ただし、半期毎等分割で納入することもできる。 また転居等による期の途中での入会や退会の場合は、本人の申し出により月割りで支払うことができる。但し会費の返金は年度内に本人から申し出があった場合に限る。
第12条	前条の会費は、本会において特別の理由ありと認められるときは、減免することができる。
第13条	本会の予算は、総会の議決によりこれを定め、決算は総会の承認を得なければならない。
第14条	本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第6章	会議
第15条	本会の会議は、通常総会、臨時総会、常任委員会、事業部会とし、通常総会は毎年1回特別の場合を除き5月に開催する。
第16条	総会は当該地区の常任委員の過半数の出席により成立する。 総会は次の事項を議決する。 1 事業報告並びに計画 2 年度予算及び決算 3 会則の変更 4 役員選任 5 その他重要事項 6 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があった場合随時開催する
第17条	常任委員会は、会長、副会長、会計、常任委員（ただし監事を除く）で構成し、必要の都度開催し、本会の運営に関する事項を審議する。
第18条	総会及び常任委員会は会長が招集し、その議長となる。
第19条	事業部会は必要の都度開催する。
第20条	会議の議決は出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長が決する。
第21条	本会則に基づく細則は別に定める。
第22条	本会則は昭和38年10月13日から施行する。 改正 昭和61年 5月11日 改正 平成11年 5月 9日 改正 平成12年 5月14日 改正 平成29年 5月27日 改正 令和 2年 6月21日

松庵町会防災会備品一覧			令和7年3月31日現在
保管場所	備品名	数量	備考
町内1〜3丁目	街頭消火器(区所有)	72	防災課・地域課からの点検確認の委託あり 防災課年1回点検確認実施中
松庵3丁目	大型街頭消火器	3	西教寺・若草公園・コーポ松宮/防災課所有で防災課が直接管理中
西松会館 (松庵2丁目)	パトロール用ベスト	10	令和6年12月購入 夜間パトロール用
	拍子木	1	令和6年12月購入 夜間パトロール用
	台車(町会備品?)	2	1台は屋内(平成9年5月購入) 1台は屋外に保管(使用不可)
松庵小横格納庫 (松庵2丁目)	D級ポンプ	1	令和6年11月業者点検済み
	スタンドパイプ	1	ホース2本附属
	40ミリホース	13	4年1月に5本防災課より供与あり 6年8月松庵稲荷に2本移動
	簡易消火器具	1	通称名ハリアー
	鳶口	1	
	ステップ	4	
	ロープ	1	令和7年1月購入
	予備ヘルメット	3	以前配布し回収したヘルメット
	カラーコーンセット	4	青色カラーコーン4個 コーンバー4個 錘4個 令和7年1月購入
	ポリタンク	1	交換検討必要
	収納ボックス	1	
	鍵ボックス	1	梅林公園防災倉庫の鍵を保管
	三角ホー	1	令和6年8月購入
	塵取り	1	令和6年10月購入
	箒	1	ほかに仲村さんから提供の中古箒2本あり 令和6年2月購入
松庵公園格納庫 (松庵1丁目)	D級ポンプ	1	令和6年11月業者点検済み
	40ミリホース	8	1本は短いホース
	簡易消火器具	1	通称名ハリアー
	竹箒	1	
	箒	1	令和6年2月購入
	塵取り	1	令和6年10月購入
	収納ボックス	1	
	ステップ	2	
	ポンプカバー	1	
松庵3丁目公園格納庫 (松庵3丁目)	D級ポンプ	1	令和6年11月業者点検済み
	40ミリホース	14	20メートル12本 15メートル1本
	ポンプカバー	1	
	収納ボックス	1	
	ステップ	2	
	塵取り	1	令和6年10月購入
	箒	1	令和6年2月購入
西高井戸児童遊園格納庫 (松庵3丁目)	D級ポンプ	1	令和6年11月業者点検済み
	40ミリホース	8	
	ポンプカバー	1	
	収納ボックス	1	
	塵取り	1	令和6年10月購入
	箒	1	令和6年2月購入
	ステップ	2	
梅林公園防災倉庫 (松庵2丁目)	ヘルメット	5	令和4年3月に35個購入/役員・常任委員に32個配布し各自が自宅保管 令和6年6月10個購入/新区長8名に配布し各自が自宅保管
	防災用ビブス	40	令和4年購入 特大30着 大10着(内3着は防災委員保管)
	非常用持ち出し袋	2	令和3年購入
	LEDランタン	3	令和3年購入
	手回し充電ラジオ	1	令和3年購入
	担架付きリアカー	1	令和5年10月購入(本体・担架収納袋各1)
	テーブル	2	キャンプ用 椅子付き 令和5年度購入
	町会テント	1	テント及び支柱収納袋各1/震災救援所保管から変更
	発電機	1	令和5年11月購入 ホンダ EU9iGB (カセットボンベ60本 オイル1本含む)
	発電機ケーブル	1	ホンダ発電機2台連結用ケーブル
	脚立	1	梯子脚立(5段) 令和5年11月購入
	トイレ袋セット	1	30回セット1箱 令和5年11月購入
	レスキューキット	1	令和5年12月購入パール・カッター・のこぎり・カケヤ・ショベル・ロープ他
	蓄電池・ソーラー	5	区の所有蓄電池で災害時町会使用可能・ソーラパネル各5 適宜充電は町会の義務
	防災会のぼり旗	1	旗・ポール・注水台 令和6年1月購入
	充電用ポート	1	令和6年2月購入
	ブルーシート	3	令和6年2月購入
	保温マット	3	令和6年購入
	携帯電話充電ケーブル	20	令和6年2月購入
	携帯トイレ	20	令和6年2月購入 6年7月親子防災教室やD級ポンプ点検見学者に一部配布
	アルファ米	54	令和6年2月購入 6年7月親子防災教室やD級ポンプ点検見学者に一部配布
	箒	18	令和6年2月購入 6年7月親子防災教室で一部配布
	塵取り	1	令和6年10月購入
	箒	1	令和6年2月購入
	拡声器	1	令和6年7月購入
	カセットコンロ	2	令和7年1月購入
	鍋	2	令和7年1月購入
	予備電池・文具等		令和5年度購入した消耗品等 防災会の関係書類等
梅林公園防災倉庫 共有品	油圧ジャッキ(白)	1	令和6年8月震災救援所の廃棄品を譲り受けしたもの
(震災救援所・東町会と 共有管理品)	牽引式車いす補助装置	1	震災救援所内の保管は不可であり 梅林倉庫の両町会の共有スペースで 保管管理 燃料はかまどベンチ用
	固形燃料(ヘキサック)	1	油圧ジャッキのオイルは交換点検せず使用不能の場合は廃棄処理予定
松庵稲荷格納庫 (松庵3丁目)	スタンドパイプ	1	令和6年8月 7月に区から貸与配布されたスタンドパイプセットを設置
	40ミリホース	4	スタンドパイプ付属2本+2本(松庵小横格納庫から2本移動)

町会備品

管理責任者

町会旗	1本	総務部長
掲示板	12箇所	〃
ロッカー	1台	〃
回覧配布用棚	1台	〃
ペーパーカッター	1台	〃
プロジェクター	1台	〃
投影用スクリーン	1基	〃
ラジカセ	1台	〃
丸椅子	5脚	〃
折りたたみ椅子	20脚(松庵町会・松庵東町会共有)	〃
折りたたみ机	15脚(〃)	〃
会議机	10脚(〃)	〃

『令和7年度総会議案』

発行 松庵町会総務部・会計

発行責任者 松庵町会会長 奥田 義郎

(発行 2025年5月)

◆松庵町会ホームページ

<https://www.sugi-chiiki.com/shouan-choukai>



◆松庵町会防災会ページ

◆松庵小震災救援所ページ

